

第九回 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会

日 時：令和5年1月23日（月）13:30～

場 所：神奈川県庁

新庁舎12階 県土整備局大会議室
(WEB併用開催)

次 第

1 開会

2 議事

(1) 協議会規約の改正について……………資料1

(2) フォローアップについて……………資料2

3 閉会

第九回 綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会 出席者名簿

番号	所属・役職	氏名 (敬称略)	備考
1	一般財団法人 計量計画研究所 代表理事	岸井 隆幸 きしい たかゆき	会長
2	綾瀬市長	古塩 政由 こしお まさよし	副会長
3	藤沢市長 (代理出席) 副市長	(鈴木 恒夫) みやじ ただし 宮治 正志	副会長
4	綾瀬市商工会 会長	笠間 茂治 かさま しげじ	
5	藤沢商工会議所 会頭	増田 隆之 ますだ たかゆき	
6	綾瀬市自治会長連絡協議会 会長	鈴木 定公 すずき さだきみ	
7	国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長	森山 祥文 もりやま よしふみ	
8	国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長 (代理出席) 副所長	(鈴木 祥弘) きくち まさひこ 菊池 正彦	
9	神奈川県警察本部 交通部 交通規制課長 (代理出席) 規制官	(松本 淳平) しらすな てるひこ 白砂 照彦	
10	中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長	内田 美範 うちだ よしのり	
11	中日本高速道路株式会社 東京支社 横浜保全・サービスセンター 所長	山口 光一 やまぐち みつひと	
12	神奈川県 県土整備局 道路部長	西山 俊昭 にしやま としあき	副会長
13	神奈川県 県土整備局 道路部 国道調整担当部長	瀬戸下 伸介 せとした しんすけ	
14	神奈川県 厚木土木事務所 東部センター所長	齋藤 貫 さいとう とおる	

(案)

綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本会は、綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会（以下「地区協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 地区協議会は、綾瀬スマートインターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該インターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態等について定期的にフォローアップすることを目的とする。</p> <p>(所掌事項) 第3条 地区協議会は、主に次の事項について検討・調整する。 (1) 当該インターチェンジと周辺の土地利用や産業政策、交通動態等との整合性 (2) 当該インターチェンジの社会便益 (3) 当該インターチェンジ及び周辺道路の安全性 (4) 当該インターチェンジの採算性 (5) 当該インターチェンジの構造及び整備方法 (6) 当該インターチェンジの管理・運営方法 (7) 当該インターチェンジの利用促進方策 (8) その他、当該インターチェンジの設置・管理・運営に関して必要な事項</p> <p>(構成) 第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。</p> <p>(会長等) 第5条 地区協議会には、会長及び副会長を置く。 2 会長は、岸井一般財団法人計量計画研究所代表理事をもって充てる。 3 副会長は、綾瀬市長、藤沢市長及び神奈川県土木整備局道路部長をもって充てる。 4 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第6条 地区協議会の会議は、会長が召集する。 2 会長が必要と認める場合は、別表第1に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。 3 会長は、必要に応じて書面による会議を開催することができる。</p> <p>(幹事会) 第7条 地区協議会に第3条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行うため、幹事会を置く。</p>	<p style="text-align: center;">綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本会は、綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会（以下「地区協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 地区協議会は、綾瀬スマートインターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該インターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態等について定期的にフォローアップすることを目的とする。</p> <p>(所掌事項) 第3条 地区協議会は、主に次の事項について検討・調整する。 (1) 当該インターチェンジと周辺の土地利用や産業政策、交通動態等との整合性 (2) 当該インターチェンジの社会便益 (3) 当該インターチェンジ及び周辺道路の安全性 (4) 当該インターチェンジの採算性 (5) 当該インターチェンジの構造及び整備方法 (6) 当該インターチェンジの管理・運営方法 (7) 当該インターチェンジの利用促進方策 (8) その他、当該インターチェンジの設置・管理・運営に関して必要な事項</p> <p>(構成) 第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。</p> <p>(会長等) 第5条 地区協議会には、会長及び副会長を置く。 2 会長は、岸井日本大学理工学部土木工学科特任教授をもって充てる。 3 副会長は、綾瀬市長、藤沢市長及び神奈川県土木整備局道路部長をもって充てる。 4 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第6条 地区協議会の会議は、会長が召集する。 2 会長が必要と認める場合は、別表第1に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。 3 会長は、必要に応じて書面による会議を開催することができる。</p> <p>(幹事会) 第7条 地区協議会に第3条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行うため、幹事会を置く。</p>

(案)

綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>2 幹事会は、別表第2に掲げる者により構成する。</p> <p>3 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局道路部道路整備課長をもって充てる。</p> <p>4 副座長は、綾瀬市土木部<u>道路整備課長</u>及び藤沢市道路河川部道路河川総務課長をもって充て、座長を補佐する。</p> <p>5 幹事会の会議は、座長が召集し、その議長となる。</p> <p>6 座長が必要と認める場合は、別表第2に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。</p> <p>(会議等の公開)</p> <p>第8条 地区協議会の会議及び会議録等は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。</p> <p>(1) 神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項について協議等を行う場合。</p> <p>(2) 公開することにより、会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。</p> <p>2 会議の傍聴の手続など、傍聴に関する必要な事項は別に定める。</p> <p>3 前2項の規定は、幹事会に準用する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 地区協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局道路部道路整備課に置く。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この規約に定めない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて、別途、地区協議会で協議のうえ処理するものとする。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年1月17日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成27年11月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成30年2月26日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和元年11月22日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和3年2月17日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和5年1月23日から施行する。</u></p>	<p>2 幹事会は、別表第2に掲げる者により構成する。</p> <p>3 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局道路部道路整備課長をもって充てる。</p> <p>4 副座長は、綾瀬市土木部<u>インター推進室長</u>及び藤沢市道路河川部道路河川総務課長をもって充て、座長を補佐する。</p> <p>5 幹事会の会議は、座長が召集し、その議長となる。</p> <p>6 座長が必要と認める場合は、別表第2に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。</p> <p>(会議等の公開)</p> <p>第8条 地区協議会の会議及び会議録等は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。</p> <p>(1) 神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項について協議等を行う場合。</p> <p>(2) 公開することにより、会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。</p> <p>2 会議の傍聴の手続など、傍聴に関する必要な事項は別に定める。</p> <p>3 前2項の規定は、幹事会に準用する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 地区協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局道路部道路整備課に置く。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この規約に定めない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて、別途、地区協議会で協議のうえ処理するものとする。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年1月17日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成27年11月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成30年2月26日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和元年11月22日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和3年2月17日から施行する。</p>

(案)

綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>所属・役職等</p> <p><u>一般財団法人計量計画研究所代表理事</u> 岸井 隆幸</p> <p>綾瀬市長 藤沢市長 綾瀬市商工会 会長 藤沢商工会議所 会頭 綾瀬市自治会長連絡協議会 会長 国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 所長 神奈川県警察本部 交通部 交通規制課長 中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長 <u>中日本高速道路株式会社 東京支社 横浜保全・サービスセンター 所長</u> 神奈川県 県土整備局 道路部長 神奈川県 県土整備局 道路部 国道調整担当部長 神奈川県 厚木土木事務所 東部センター所長</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>所属・役職等</p> <p><u>日本大学理工学部土木工学科特任教授</u> 岸井 隆幸</p> <p>綾瀬市長 藤沢市長 綾瀬市商工会 会長 藤沢商工会議所 会頭 綾瀬市自治会長連絡協議会 会長 国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 所長 神奈川県警察本部 交通部 交通規制課長 中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長 <u>中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長</u> <u>中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 所長</u> 神奈川県 県土整備局 道路部長 神奈川県 県土整備局 道路部 国道調整担当部長 神奈川県 厚木土木事務所 東部センター所長</p>
<p>別表第2（第7条関係）</p> <p>所属・役職等</p> <p>綾瀬市 土木部 <u>道路整備課長</u></p> <p>藤沢市 道路河川部 道路河川総務課長</p> <p>国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長補佐 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 計画課長 神奈川県警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐 神奈川県警察本部 高速道路交通警察隊 中隊長 神奈川県大和警察署 交通第一課長 中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長代理 <u>中日本高速道路株式会社 東京支社 横浜保全・サービスセンター 工務担当課長</u> 神奈川県 県土整備局 道路部 道路企画課長 神奈川県 県土整備局 道路部 道路整備課長 神奈川県 厚木土木事務所 東部センター 道路維持課長 神奈川県 厚木土木事務所 東部センター 道路都市課長</p>	<p>別表第2（第7条関係）</p> <p>所属・役職等</p> <p>綾瀬市 土木部 <u>インター推進室長</u></p> <p>藤沢市 道路河川部 道路河川総務課長</p> <p>国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長補佐 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 計画課長 神奈川県警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐 神奈川県警察本部 高速道路交通警察隊 中隊長 神奈川県大和警察署 交通第一課長 中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長代理 <u>中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長代理</u> <u>中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 工務課長</u> <u>中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 東名工事区 工事長</u> 神奈川県 県土整備局 道路部 道路企画課長 神奈川県 県土整備局 道路部 道路整備課長 神奈川県 厚木土木事務所 東部センター 道路維持課長 神奈川県 厚木土木事務所 東部センター 道路都市課長</p>

第九回 綾瀬スマートIC地区協議会資料

令和5年1月

目次

- 1 綾瀬スマートICの概要 P.2 ~ 3
- 2 利用交通量 P.4
- 3 社会便益（スマートIC設置による整備効果） P.5
 - (1) 広域アクセス性の向上 P.6 ~ 7
 - (2) 既存IC周辺の交通の負荷軽減 P.8 ~ 9
 - (3) 救命救急センターへの速達性の強化 P.10
 - (4) 企業活動の活性化 P.11~12
 - (5) 大規模災害時の防災力の向上 P.13
- 4 安全性、管理・運営形態 P.14
- 5 今後の予定 P.14

1 綾瀬スマートICの概要

1 路線名 第一東海自動車道(東名高速道路)

2 連結位置 神奈川県綾瀬市小園地内

3 連結施設 県道藤沢座間厚木

4 連結を必要とする理由

東名高速道路の横浜町田ICと厚木ICは、約15km離れており、この間に位置する綾瀬市などからは、両ICにアクセスしにくい状況だった。

そのため、この地域が自動車専用道路に5km以内でアクセスできるよう、両ICのほぼ中間に、新たなIC設置し、県民生活の利便性向上や地域経済の活性化、さらには災害時における安全・安心の確保を図るとともに、既存IC周辺の渋滞緩和を図るものである。

5 計画交通量 約9,800台/日(R12)

6 供用日 令和3年3月31日

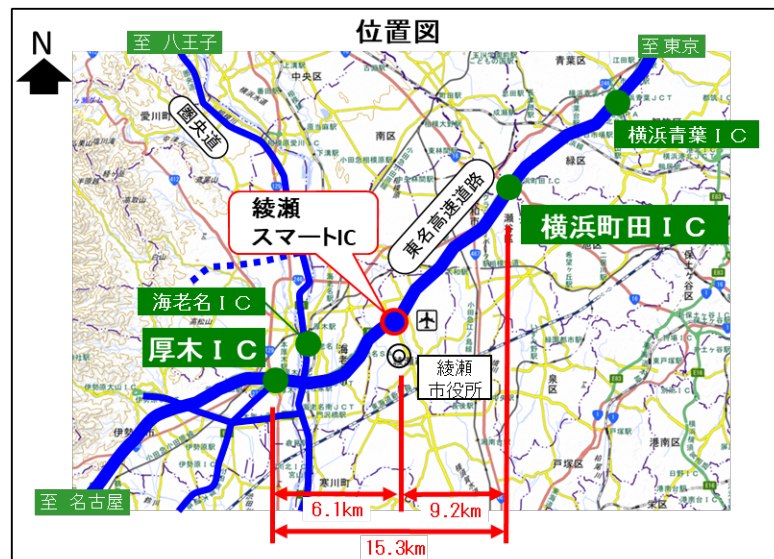
7 管理・運営形態

運用時間：24時間

対応車種：ETC車載器を搭載した全車種

利用形態：一旦停止型

フルインター(全方向出入可能)



1 綾瀬スマートICの概要

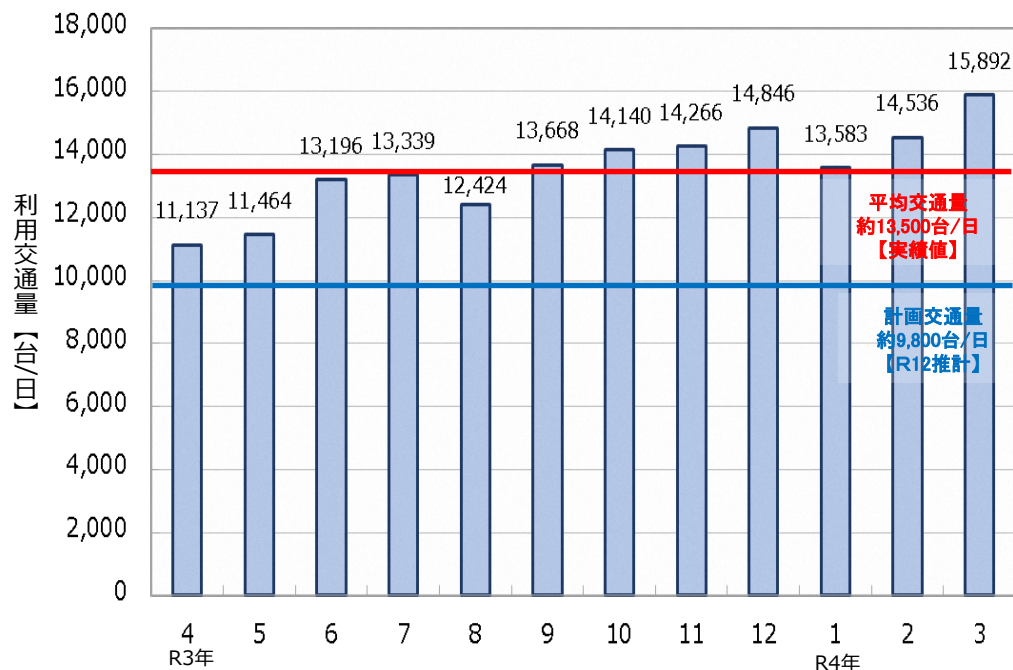
■航空写真



2 利用交通量

- ◆ 綾瀬スマートIC供用後12カ月の平均交通量は約13,500台/日であり、計画交通量約9,800台/日（R12）より多くなっている。
- ◆ 横浜町田IC、綾瀬スマートIC及び厚木ICの合計交通量は、綾瀬スマートIC供用前後で増加した。（供用前：137,900台/日、供用後：138,800台/日）

■綾瀬スマートICの利用交通量



※データの出典：NEXCO中日本より提供
 ※計画交通量は、実施計画策定時の推計値

■近接ICの利用交通量

（単位：台/日）

路線	IC名	供用前交通量 (a)	供用後交通量 (b)	供用前と供用後の差 (b-a)
東名	横浜町田IC	79,200	70,700	-8,500
	綾瀬スマートIC	0	13,500	13,500
	厚木IC	58,700	54,600	-4,100
合計		137,900	138,800	900

データの出典：NEXCO中日本より提供
 供用前 H31.4~R2.3の平均値
 供用後 R3.4~R4.3の平均値

3 社会便益(スマートIC設置による整備効果)

実施計画(平成25年3月)において期待していた整備効果

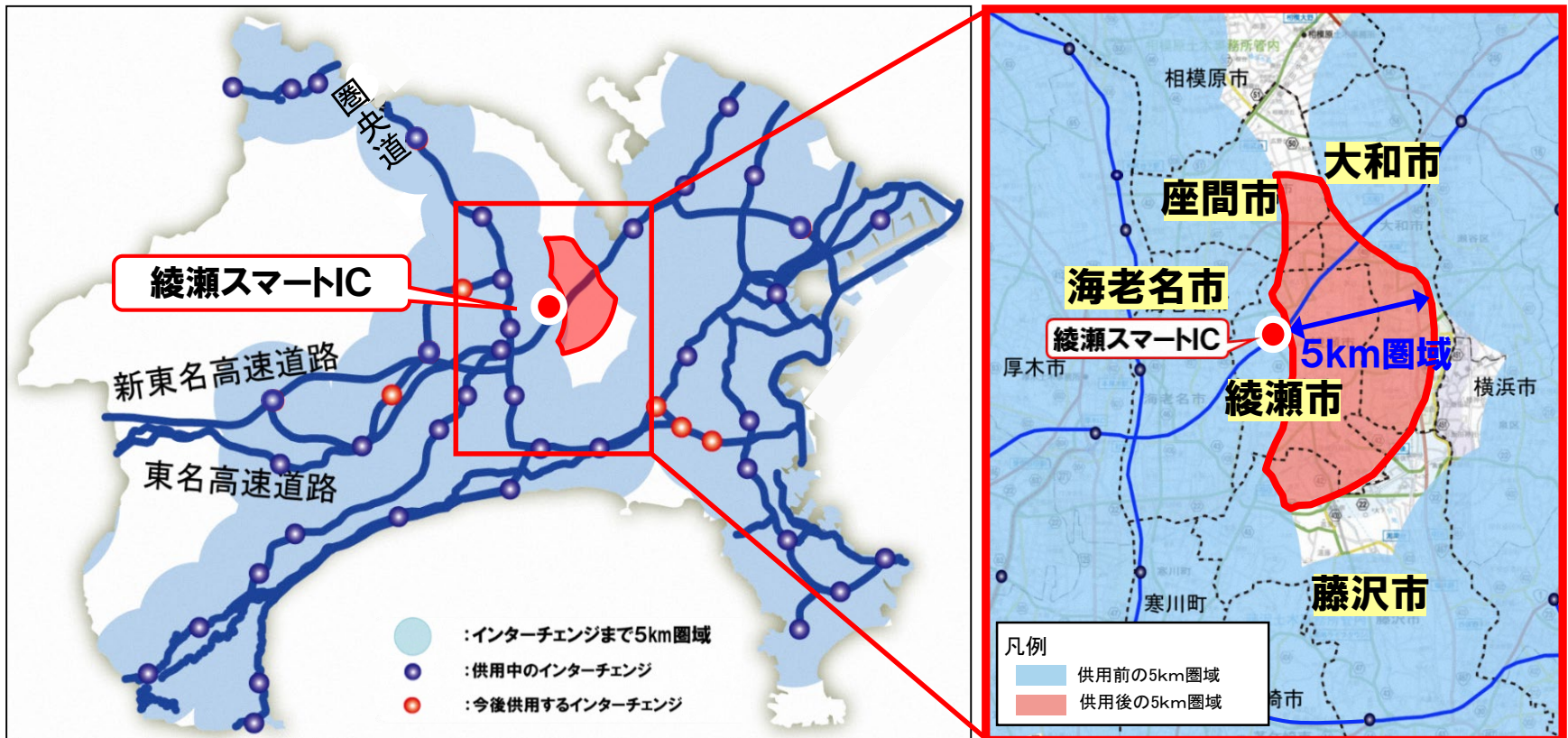
- (1) 広域アクセス性の向上
- (2) 既存IC周辺の交通の負荷軽減
- (3) 救命救急センターへの速達性の強化
- (4) 企業活動の活性化
- (5) 大規模災害時の防災力の向上

3 社会便益(スマートIC設置による整備効果)

(1) 広域アクセス性の向上

- ◆ ICまでの5 km圏が拡大し、海老名市の全域、綾瀬市のほぼ全域、大和市、座間市、藤沢市の一部が、新たにICから5 km圏域内となった。
- ◆ ICまでの5 km圏域内の人口は、約15.6万人増加した。

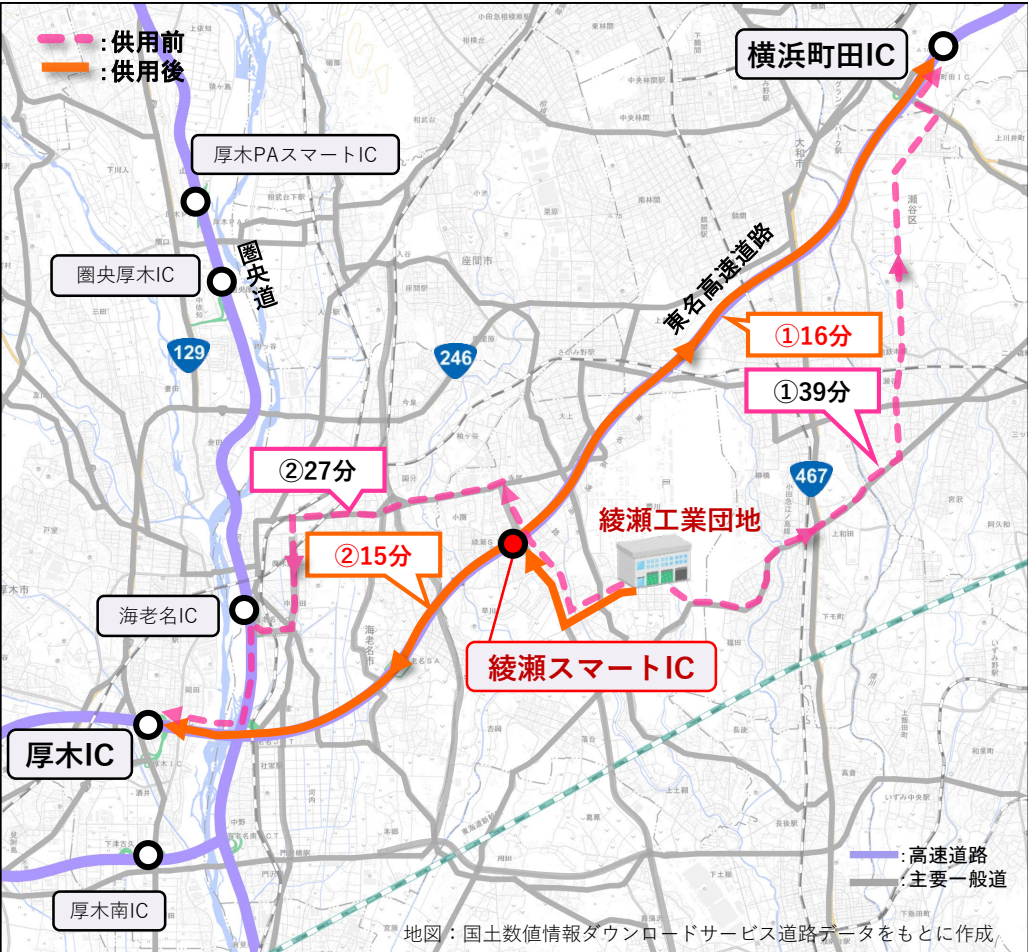
■ 5km圏域の変化図



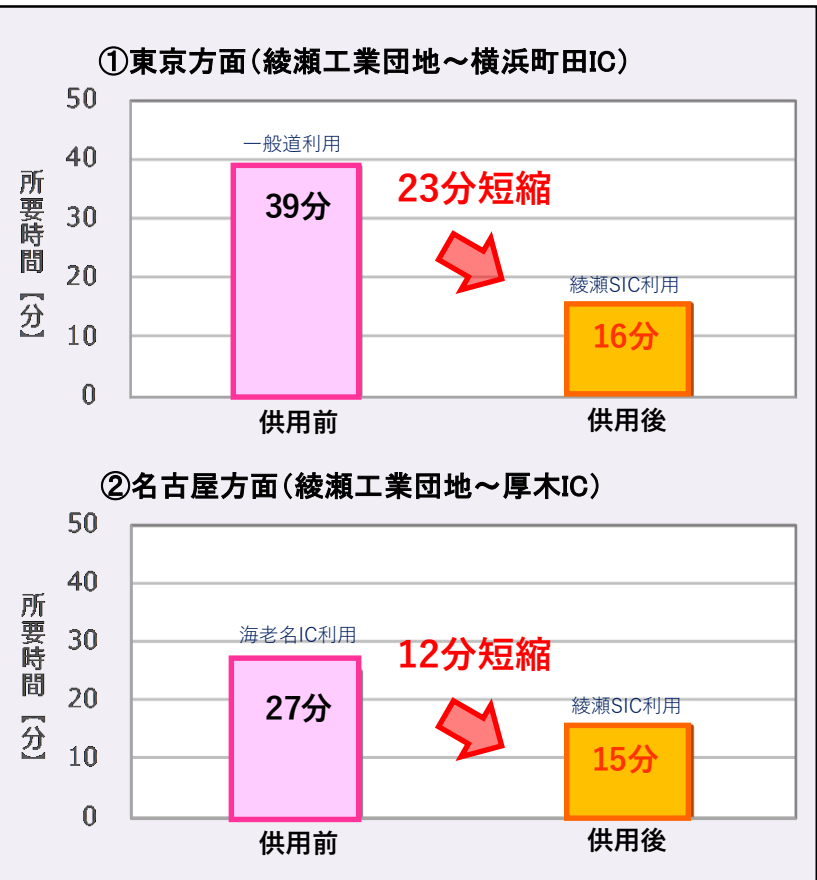
3 社会便益(スマートIC設置による整備効果)

(1) 広域アクセス性の向上

◆ 中小企業が集積する綾瀬工業団地から、東京方面及び名古屋方面への移動時間が最大23分間短縮し、広域アクセス性が向上した。



■ 綾瀬工業団地からの移動時間の変化



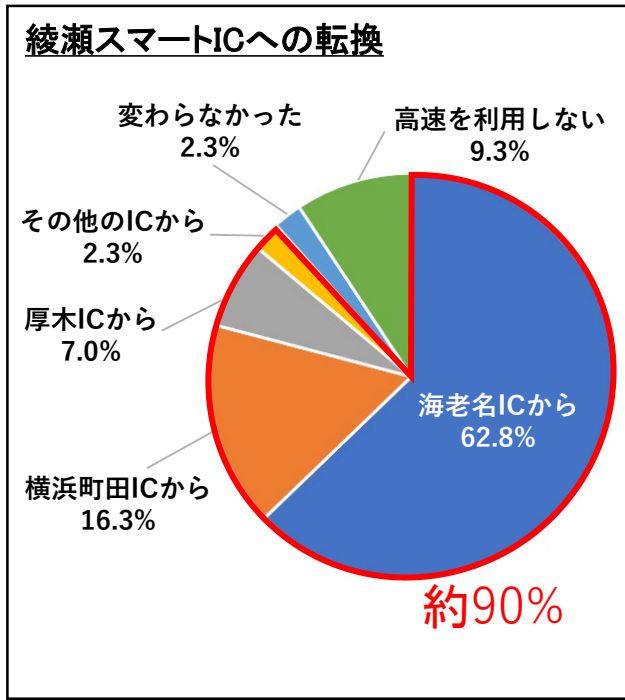
※移動時間は、走行調査 (R3/03/17(水)・R4/02/16(水))、H27交通センサスのデータを用いて算出

3 社会便益(スマートIC設置による整備効果)

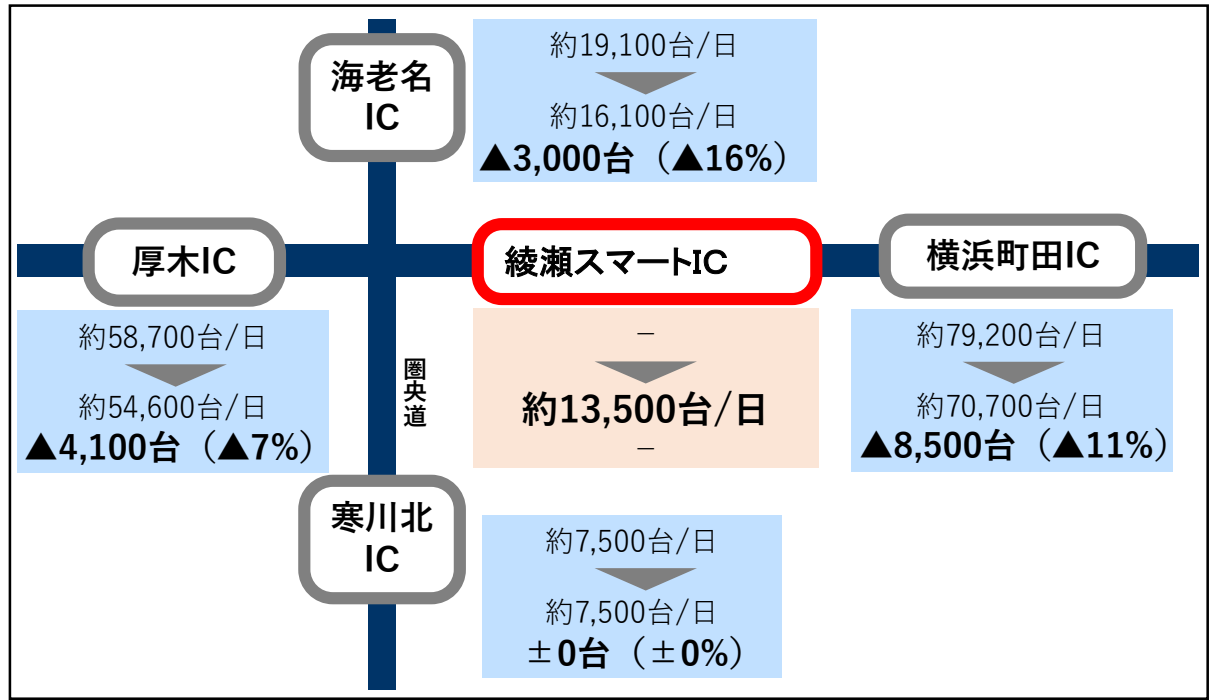
(2) 既存IC周辺の交通の負荷軽減

- ◆ 綾瀬市内の企業向けアンケートの結果、回答者の約9割が、利用するICを変更し綾瀬スマートICを利用するようになった。なお、回答者の約6割は、従前海老名ICを利用していた。
- ◆ 既存ICの利用交通量は減少し、海老名IC周辺の一般道の交通負荷が軽減した。

■ アンケート結果



■ 既存ICの利用交通量



《アンケート概要》
 企業の所在地を綾瀬市とする企業を対象にwebアンケートを実施
 実施期間：R4/2/22~3/9、回答数：43

データの出典：NEXCO中日本より提供
 供用前 H31.4~R2.3の平均値
 供用後 R3.4~R4.3の平均値

3 社会便益(スマートIC設置による整備効果)

(2) 既存IC周辺の交通の負荷軽減



地図：国土数値情報ダウンロードサービス道路データをもとに作成

■海老名IC周辺の一般道における交通量の変化

調査地点	平日		休日	
	交通量	増減	交通量	増減
① 県道40号	供用前	10,524台	供用前	11,456台
	供用後	9,841台	供用後	10,004台
		▲683台	▲1,452台	
② 県道43号	供用前	10,817台	供用前	9,983台
	供用後	10,393台	供用後	8,446台
		▲424台	▲1,537台	
③ 県道43号	供用前	10,567台	供用前	9,928台
	供用後	9,729台	供用後	7,565台
		▲838台	▲2,363台	
④ 県道43号	供用前	13,191台	供用前	11,362台
	供用後	11,309台	供用後	7,954台
		▲1,882台	▲3,408台	

調査日：(平日) 供用前 R3/3/17(水)、供用後 R4/2/16(水)
(休日) 供用前 R3/3/14(日)、供用後 R4/2/20(日)

<参考>綾瀬スマートIC周辺の一般道における交通量の変化

調査地点	平日		休日	
	交通量	増減	交通量	増減
⑤ 県道42号	供用前	12,806台	供用前	11,611台
	供用後	13,969台	供用後	11,567台
		+1,163台	▲44台	
⑥ 県道42号	供用前	15,245台	供用前	12,934台
	供用後	20,528台	供用後	14,178台
		+5,283台	+1,244台	
⑦ 県道42号	供用前	20,895台	供用前	18,162台
	供用後	21,961台	供用後	17,395台
		+1,066台	▲767台	

※調査地点⑤,⑥,⑦では交通量は増加しているが、混雑度は1.0未満であり、渋滞は発生していない。

調査日：(平日) 供用前 R3/3/17(水)、供用後 R4/2/16(水)
(休日) 供用前 R3/3/14(日)、供用後 R4/2/20(日)

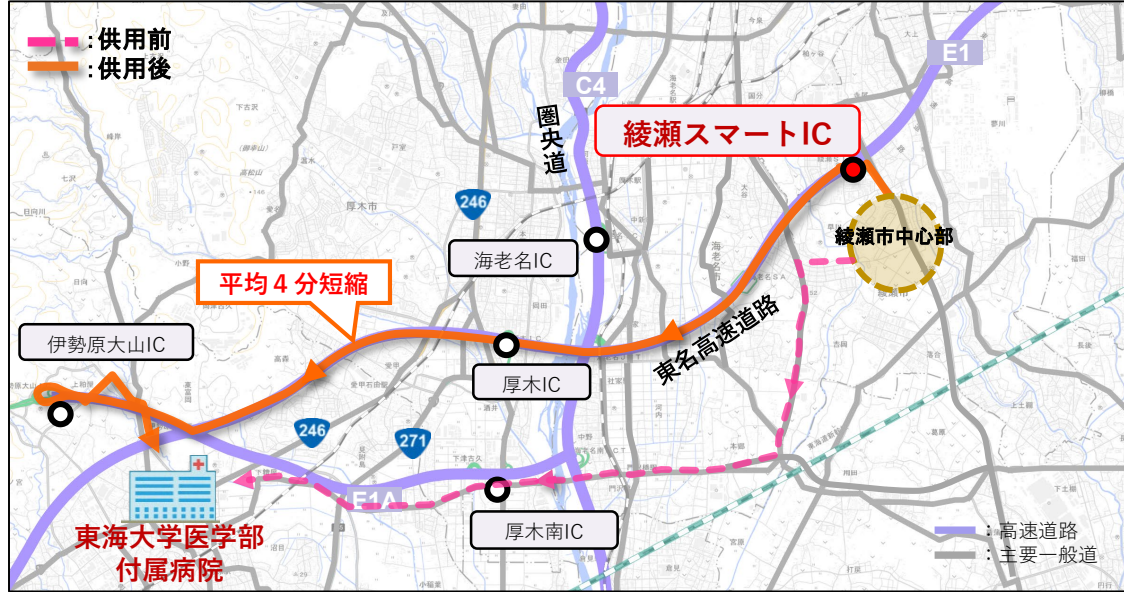
3 社会便益(スマートIC設置による整備効果)

(3) 救命救急センターへの速達性の強化

◆ 綾瀬市中心部※¹から、高度救命救急センター※²である東海大学医学部附属病院への搬送時間は平均約4分短縮され、救命救急センターへの速達性が強化された。

※1 綾瀬市中心部：早川地区、深谷中地区

※2 高度救命救急センター：第三次救急医療施設の中でも更に高度な専門医療を提供し、対応が困難なあらゆる症例を集約し治療を行う施設

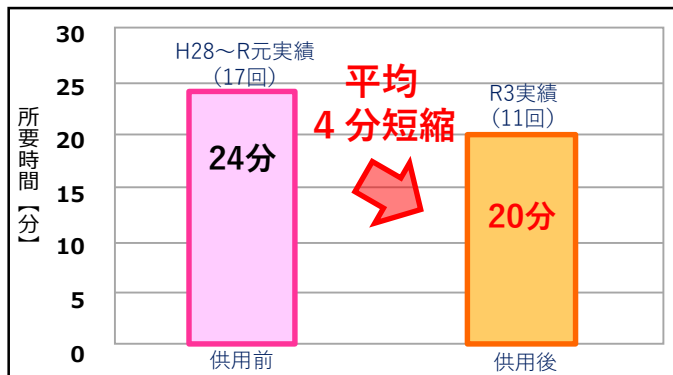


地図：国土数値情報ダウンロードサービス道路データをもとに作成
※供用前のルートは、一般的な搬送ルートを記載

■綾瀬市消防の声

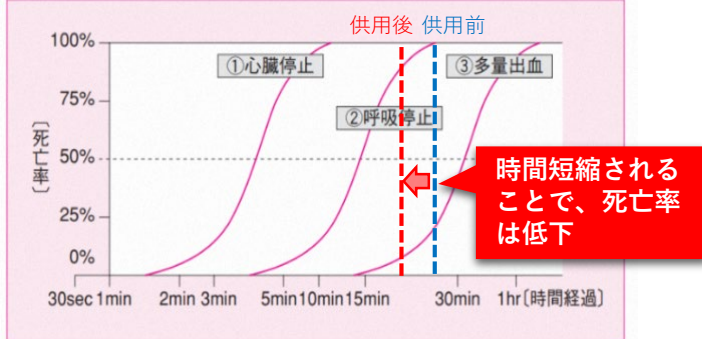
- ▷綾瀬スマートICから東名高速道路を利用する経路を選択できるようになり、搬送時間の短縮が図られた。
- ▷走行条件の良い高速道路を利用することにより、搬送時の傷病者への負担が軽減された。

■綾瀬市中心部から東海大学医学部附属病院への搬送時間の変化



データの出典：綾瀬市消防より提供

■カーラーの救命曲線



出典：日本スポーツ協会「緊急時の処置」

3 社会便益(スマートIC設置による整備効果)

(4) 企業活動の活性化

- ◆ 綾瀬スマートIC至近では、令和4年8月に延床面積約61,000㎡の大型物流施設が竣工。
- ◆ 早川中央地区(約5.8ha)では、令和3年9月の市街化区域に編入後、工業系の土地利用に向けて土地区画整理事業が行われており、新たな産業用地が創出。



地図：国土数値情報ダウンロードサービス道路データをもとに作成



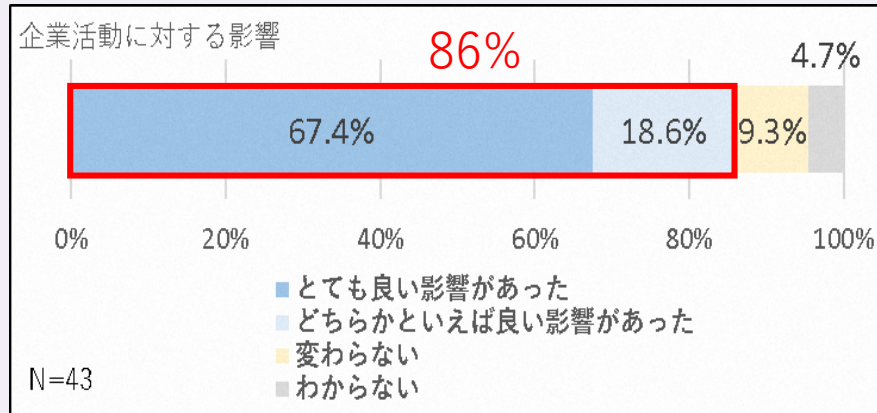
3 社会便益(スマートIC設置による整備効果)

(4) 企業活動の活性化

- ◆ 綾瀬市内の企業向けアンケートの結果、回答者の約9割が、移動時間の短縮や訪問客の増加など、企業活動に「とても良い影響」「どちらかといえば良い影響」があったと回答。

■アンケート結果

86%が企業活動に良い影響があったと回答



《アンケート概要》

企業の所在地を綾瀬市とする企業を対象にwebアンケートを実施
実施期間：R4/2/22～3/9、回答数：43

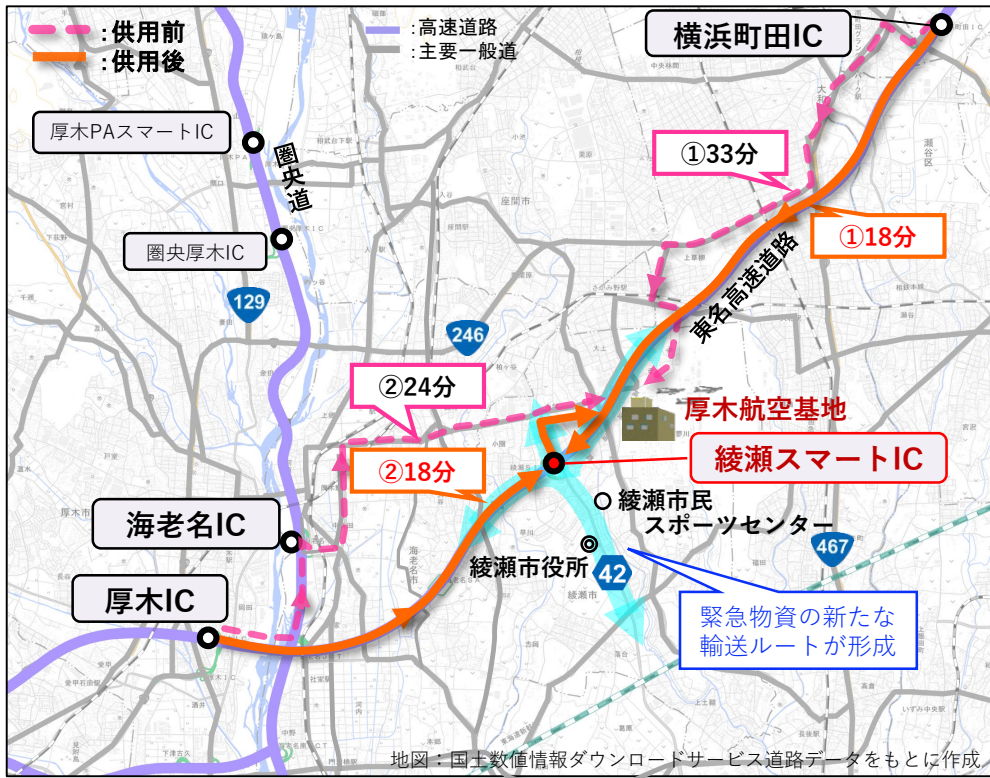
■企業の声(抜粋)

- ▷ 主要顧客への移動時間が30分程度短縮され業務効率改善につながった。
- ▷ 県外の取引先への移動が、1時間程度短縮されて業務が効率化したと共に移動時間の計画がしやすくなった。
- ▷ 現場作業の会社なので、朝早くからの移動だったが、今までより30～40分程度短縮され労働時間が短縮された。
- ▷ 取引先への移動時間が短縮され、残業も減りドライバーの負担も減った。
- ▷ 静岡県に工場があるので往復の時間が短縮された。
- ▷ 訪問者の移動が短縮され、移動に係る負担が軽減したことで訪問者が増加し、企業理念の発信が増えて企業イメージが向上した。

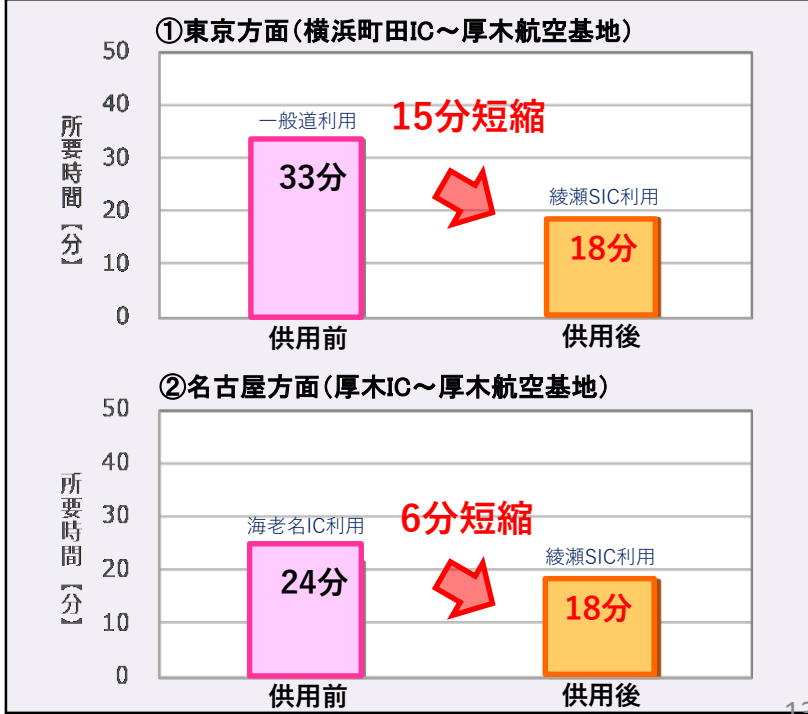
3 社会便益(スマートIC設置による整備効果)

(5) 大規模災害時の防災力の向上

- ◆ 災害時の広域医療搬送拠点となる厚木航空基地まで、東京及び名古屋方面からの移動時間が最大15分短縮されるとともに、沿道建築物のない高速道路の移動距離が長くなることで、救命・救急活動の迅速性・確実性が向上。
- ◆ 災害対策本部が設置される綾瀬市役所や、災害時に物資等を集積させる綾瀬市民スポーツセンターに連絡する県道42号(緊急輸送道路)と、東名高速道路が結節され、災害時の緊急物資の新たな輸送ルートが形成されるなど、地域防災力が向上。



■ 厚木航空基地までの移動時間の変化



※所要時間はH27交通センサス、走行調査 (R3/03/17 (水), R4/02/16 (水)) のデータを用いて算出

4 安全性、管理・運営形態

◆ 安全性

綾瀬スマートIC内では、事故は発生していない。

◆ 管理・運営形態

スマートICの管理・運営上の問題は発生していない。

5 今後の予定

実施計画時に見込んでいた利用交通量を下回る場合や周辺交通に著しい変化が生じた場合は、必要に応じて地区協議会を開催し、対応策等を検討するものとする。